

令和3年4月6日

保護者の皆様

多摩市立西落合小学校
校長 池田 泰章

非常災害時における児童の引き取りについて

保護者の皆様には、平素より本校の教育活動にご理解とご協力、ご支援をいただきありがとうございます。

本校では、学校での教育活動中に非常災害がおきた場合、児童は保護者による引き取りで下校することになっています。引き取り方等は下記の通りです。

※非常災害とは、地震等により児童が個人または集団で下校ができない場合です。なお、多摩市では、市内で震度5弱以上の地震が起きた場合、児童は保護者による引き取りで下校することになっています。地震だけでなく、台風などでも引き取りになる場合がありますので、ホームページや一斉メール等、その時に可能な連絡手段でお知らせいたします。

〔児童の引き取り方〕

- ・災害が起きた場合は、すみやかに児童を引き取りに来てください。
- ・児童は、原則として保護者に引き渡します。保護者が来校できない場合は、祖父母、知人など、「児童理解のための個人票」の裏面に記入された引き取り者に引き渡します。記入されていない方には引き渡すことができません。
- ・児童を引き取る時は、担任の了承のもとにお願いします。
- ・全職員が児童の管理に専念していますので、電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

〔引き取り場所〕

- ・第1は、**教室または校庭(体育館)**
- ・第2は、**宝野公園 (教室または、校庭から児童が移動した場合)**

————— (以下の欄に記入して家庭で保管してください) —————

順位	氏名	児童との関係	連絡の取りやすい電話番号
第1引き取り者			
第2引き取り者			
第3引き取り者			
第4引き取り者			
備考			